第１１号様式（第１７条）

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する説明書

（第一面）

年　　月　　日

　（あて先）印西市建築主事

申請者氏名

　申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２６条に規定する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　建築物等の名称 |  |
| ２　建築物等の所在地 |  |
| ３　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日・番号 |  |
| ４　変更の内容　　□　Ａ　建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の６月以内の変更　　□　Ｂ　建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更　　□　Ｃ　一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更　　□　Ｄ　建築物のエネルギー消費性能に係る再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。） |
| ５　備考 |
| ※　受　付　欄 | ※　決　裁　欄 | ※　決　裁　年　月　日 |
|  |  |  |

注

１　この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。

２　４欄において、Ｂに該当する場合は第二面に、Ｃに該当する場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ｄに該当する場合は軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。

３　※印のある欄には、記入しないでください。

（第二面）

【Ｂ　建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更】

|  |
| --- |
| １　変更内容　□　①　建築物の高さ又は外周長の減少　□　②　外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少　□　③　空調負荷の軽減となる外皮性能の変更　□　④　設備機器の効率向上・損失低下となる変更　□　⑤　設備機器の制御方法等の効率向上・損失低下となる変更　□　⑥　エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設　□　⑦　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ２　上記変更に関する具体的な内容 |
| ３　添付図書等 |

（第三面）

【Ｃ　一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更】

|  |
| --- |
| １　変更前のＢＥＩ　＝　（　　　　）＜０．９ |
| ２　変更となる設備の概要　□　空気調和設備　　　　変更内容　□　機械換気設備　　　　変更内容　□　照明設備　　　　変更内容　□　給湯設備　　　　変更内容　□　太陽光発電設備　　　　変更内容 |
| ３　添付図書等 |

（第三面　別紙）

【空気調和設備関係】

|  |
| --- |
| 　次に掲げる（１）又は（２）のいずれかに該当し、これら以外について「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更 |
| （１）外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加、かつ、窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加 |
| 　　①　外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加　　　　　変更内容　　　　□　断熱材の種類　　□　断熱材の厚み　　　　　変更する方位　　□　全方位　　　　　□　一部方位のみ（方位　　　　　　）　　　　　変更前・変更後の平均熱貫流率　　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |
| 　　②　窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加　　　　　変更内容　　　　□　ガラスの種類　　□　ブラインドの有無　　　　　変更する方位　　□　全方位　　　　　□　一部方位のみ（方位　　　　　　）　　　　　変更前・変更後の平均熱貫流率　　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |
| （２）熱源機器の平均効率について１０％を超えない低下 |
| 　　①　平均熱源効率（冷房平均ＣＯＰ）　　　　　変更内容　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減変更前・変更後の平均熱貫流率　　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |
| 　　②　平均熱源効率（暖房平均ＣＯＰ）　　　　　変更内容　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減変更前・変更後の平均熱貫流率　　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |

（第三面　別紙）

【機械換気設備関係】

|  |
| --- |
| 　評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）又は（２）のいずれかに該当し、これら以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更 |
| （１）送風機の電動機出力について１０％を超えない増加 |
| 　　　　室用途（　　　　　　　　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の送風機の電動機出力　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |
| 　　　　室用途（　　　　　　　　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の送風機の電動機出力　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |
| （２）計算対象床面積について５％を超えない増加（室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ） |
| 　　　　室用途（　駐車場　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の送風機の電動機出力　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |
| 　　　　室用途（　厨房　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の送風機の電動機出力　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |

（第三面　別紙）

【照明設備関係】

|  |
| --- |
| 　評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げるものに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更 |
| 　単位面積あたりの照明器具の消費電力について１０％を超えない増加 |
| 室用途（　　　　　　　　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |
| 室用途（　　　　　　　　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |
| 室用途（　　　　　　　　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |
| 室用途（　　　　　　　　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　増加率（　　　　）％ |

（第三面　別紙）

【給湯設備関係】

|  |
| --- |
| 　評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げるものに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更 |
| 　給湯機器の平均効率について１０％を超えない低下 |
| 湯の使用用途（　　　　　　　　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の平均効率　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　減少率（　　　　）％ |
| 湯の使用用途（　　　　　　　　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の平均効率　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　減少率（　　　　）％ |
| 湯の使用用途（　　　　　　　　）　　　　変更内容　　　　　□　機器の仕様　　　□　台数の増減　　　　変更前・変更後の平均効率　　　　変更前（　　　　　　）　　変更後（　　　　　　）　　減少率（　　　　）％ |

（第三面　別紙）

【太陽光発電関係】

|  |
| --- |
| 　次に掲げる（１）又は（２）のいずれかに該当し、これら以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更 |
| （１）太陽電池アレイのシステム容量について２％を超えない減少 |
| 変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量　　　　変更前　システム容量の合計値（　　　　　　）　　　　変更後　システム容量の合計値（　　　　　　）　　　　変更前・変更後のシステム容量減少率（　　　　）％ |
| （２）パネル方位角について３０度を超えない変更、かつ、傾斜角について１０度を超えない変更 |
| 　　　　パネル番号（　　　　　　）　　　　パネル方位角　□　３０度を超えない変更　（　　　　）度変更　　　　パネル傾斜角　□　１０度を超えない変更　（　　　　）度変更 |
| パネル番号（　　　　　　）　　　　パネル方位角　□　３０度を超えない変更　（　　　　）度変更　　　　パネル傾斜角　□　１０度を超えない変更　（　　　　）度変更 |